

市内指定認知症対応型共同生活介護 管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課担当課長

**指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する外部評価の実施回数の緩和に係る
手続きについて（通知）**

日頃から、本市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外部評価の実施回数の緩和措置（平成18年10月17日老計発1017001号厚生労働省老健局計画課長通知 2の（3））の適用を受けるためには、各事業所から本市への申請が必要となりますが、提出期限を下記のとおりとさせていただきますので、手続き漏れのないようお願い致します。

1 提出期限

令和7年度緩和適用分：令和8年4月24日（金）まで

2 提出方法・提出先

メールにて次の宛先へ申請書等を御提出ください。

宛 先：高齢者事業推進課 メールアドレス 40kosui@city.kawasaki.jp

留意事項

- ・メール件名：【申請】令和8年度外部評価実施回数の緩和【事業所名〇〇〇〇】
- ・メール本文には【法人名、事業所名、担当者名、連絡先電話番号】を必ず記載してください。
- ・メールを送信後、高齢者事業推進課（電話 200-2910）へ電話で一報を入れ、メールが受信できているか確認をしてください。（参考：本市のメールの受信容量上限 10MB（=10,000KB）以下）

3 提出書類

【メールにて電子データで提出】

提出にあたり、（1）から（6）のデータ毎にファイル名を付けてください。

（1）外部評価の実施回数の緩和要件確認申請書（第1号様式）

（2）過去5年間の外部評価の実施状況が分かる書類

過去5年間に実施した外部評価の結果報告に係る「自己評価及び外部評価結果・目標達成計画の受理書（返信用）」の写し 計5枚

※実施回数の緩和を受けた年度は「外部評価の実施回数の緩和要件確認通知書」写し

（3）自己評価及び外部評価結果

前年度実施した外部評価に係る「自己評価及び外部評価結果」の写し 計1部

（4）目標達成計画

前年度実施した外部評価に係る「目標達成計画」の写し 計1部

（5）運営推進会議の議事録等

前年度（令和7年4月～翌年3月）に実施した運営推進会議の議事録及び会議への出席者が

分かる資料 6回分以上

(6) 外部評価の実施回数の緩和に関するチェック表（所定様式あり）

※様式は、本市ホームページへ掲載しています。記入例を参考に御記入の上、ワードデータのまま（PDF にしない）御提出ください。

4 結果の通知について

令和5年度まで、当該申請に係る結果の通知を書面（公印あり）で通知しておりましたが、公印押印事務の簡素化のため、今後は電子メールに添付の pdf ファイル（公印省略）にて結果を通知いたします。

（高齢者事業推進課事業者指導係 担当）

電話：044-200-2910

FAX：044-200-3926

メール：40kosui@city.kawasaki.jp